

(二) 「城崎郡公報」の発行

『城崎郡公報』第一号・大正七年四月五日・大石久子氏蔵

○郡令

城崎郡令第一号

本年四月以降、城崎郡公報ヲ発行シ、之ニ郡令ヲ登載スルヲ以テ公布式トス。

大正七年四月五日 城崎郡長 海江田権蔵

○訓令

城崎郡訓令甲第一号

町村役場

町村組合

町村立小学校

本年四月以降、城崎郡公報ヲ発行ス。其登載スヘキ事

項・発行手続並取扱方、左ノ通定ム。

大正七年四月五日 城崎郡長 海江田権蔵

一 登載スヘキ事項

郡令・告示・訓令・告諭・通牒・照会・彙報・雜纂

一 発行手続

毎月五日・十五日・二十五日(当日休日ニ当ルトキハ其翌日)ノ三回発行シ郡長ニ於テ指定シタル印刷所ヨリ配付セシム。

一 配付ノ場所

町村役場

町村組合

町村立小学校

其他、必要ト認ムル団体

一 公報ノ配付ヲ受ケタルモノハ号ヲ逐フテ編綴保存

シ、他ノ法令ト同ジク之ヲ加除訂正スヘキモノトス。

一 公報ニ登載シタル事項ニシテ町村長・町村組合管理
 者・小学校長ヨリ報告回答等ヲ要スルモノハ、其
 期限ヲ誤ラサルコトニ注意スヘシ。

一 公報ハ之ヲ区長（区長ナキ向ハ大字総代）ニモ配
 付スヘキニ付、公報発行ノ趣旨ヲ知悉セシメ、必要
 ノ事項ハ便宜ノ方法ニ依リ普ク一般ニ知ラシムル様
 努力セシムヘシ。

○「城崎郡公報」の廃刊期は不詳。ただし、大正十二年三月
 十五日付・第一四九号が現存する。郡制は大正十二年廃止さ
 れたが、城崎郡役所は大正十五年六月まで存続。

(三) 城崎郡内の官公衙

(1) 官衙と町村役場

『明治廿五年城崎郡美含郡統計概表』

第一 官 衙

名 称	所 在
城崎・美含郡役所	城崎郡豊岡町ノ内本町
神戸地方裁判所豊岡支部	城崎郡豊岡町ノ内南本町
豊岡区裁判所	同
豊岡区裁判所香住出張所	美含郡香住村ノ内香住村
豊岡警察署	城崎郡豊岡町ノ内宵田町
豊岡警察署香住分署	美含郡香住村ノ内香住村
豊岡警察署湯嶋分署	城崎郡湯嶋村ノ内湯嶋村
豊岡直税分署	城崎郡豊岡町ノ内本町
豊岡間税分署	同
豊岡監獄支署	城崎郡豊岡町ノ内南本町
豊岡監視区長駐割所	城崎郡豊岡町ノ内南本町
豊岡電信局	城崎郡豊岡町ノ内竹屋町
豊岡郵便局	城崎郡豊岡町ノ内豊田町

第二 町村役場

役場名称	位 置	所旧町村数	郡役所ヨリノ距離	県庁ヨリノ距離	第四師団ヨリノ距離	第八旅団司令部ヨリノ距離
豊岡町役場	城崎郡豊岡町ノ内 寺町	一五	〇、三、〇〇 ^里	三九、〇七、〇〇 ^里	四〇、二六、〇〇 ^里	二五、一一、〇〇 ^里
八条村役場	同郡八条村ノ内 九日市下ノ町村	七	二二、〇〇	三八、一八、〇〇	三九、一三、〇〇	二四、一九、〇〇
新田村役場	同郡新田村ノ内 塩津村	一〇	一三、〇〇	三八、二七、〇〇	四〇、〇五、〇〇	二五、〇二、〇〇
三江村役場	同郡三江村ノ内 鎌田村	一〇	二四、〇〇	三九、三一、〇〇	四一、〇九、〇〇	二五、二九、〇〇
田鶴野村役場	同郡田鶴野村ノ内 野上村	九	一、一三、〇〇	四〇、二〇、〇〇	四一、三四、〇〇	二五、一九、〇〇
五荘村役場	同郡五荘村ノ内 福田村	一四	一、〇〇、〇〇	四〇、〇七、〇〇	四一、二一、〇〇	二六、〇〇、〇〇
奈佐村役場	同郡奈佐村ノ内 野垣村	一一	一、一五、〇〇	四〇、二二、〇〇	四三、一八、〇〇	二六、二〇、〇〇
内川村役場	同郡内川村ノ内 来日村	六	二、〇九、〇〇	四一、一六、〇〇	四二、三〇、〇〇	二七、一四、〇〇
湯嶋村役場	同郡湯嶋村ノ内 湯嶋村	三	二、三二、〇〇	四二、〇九、〇〇	四三、一七、〇〇	二八、〇一、〇〇
港村役場	同郡港村ノ内 瀬戸村	七	三、三二、〇〇	四三、〇三、〇〇	四四、一七、〇〇	二九、〇一、〇〇

(下略)

(2) 城崎郡と城崎郡役所

『兵庫県郡役所事績録』中巻

第一章 総説

明治十二年一月始めて郡役所を設け郡長を置き、従前大区々務所に於て区長の執り来りし事務は之を郡長に引継ぎ、今大正十五年六月に至るまで郡長は其の郡の中心となり、町村を指導監督し郡の事務を掌り星霜四十七年六箇月、今や郡役所を廃せらるゝに際す。

(中略) 当時、郡長は専ら官治行政の機関にして国の事務に従事し、且つ町村戸長を監督し来り。而して明治十七年区町村会法発布せられ、各々町村会並各戸長役場区域に於ける連帯町村会を開くに至りて町村自治の萌芽となり、明治二十二年四月町村の併合を行ひ町村制施行せられ、町村の自治を視るに至れり。

(中略) 明治二十九年七月郡制施行せらるゝや従来の総町村組合事務を引受け、次で諸般の公共事業を計画実施せり。(中略) 後明治三十三年度より制度の変更に依り現在の如く地方官々制中の官吏となりたるものにして、(中略) 明治三十九年には公会堂を建設し、明治四十二年には高等女学校を設立し(中略) 大正十二年郡制廃止(中略)。

第二章 沿革

郡役所は明治二十九年四月、城崎郡・美含郡及気多郡を併せて城崎郡となしたるものにして(中略) 明治五年行政区画を定められたる当時十六箇町・七十八箇村(現在の大字)にして、郡の区域を以つて第一大区とし(豊岡県) 町村を五小区に分割し、明治十一年七月布告第十七号郡区町村編制法の公布により翌十二年一月城崎郡・美含郡の二郡を管轄し、郡長を置き、以て大小区の制を廃し行政区画を郡町村の称呼に復し、今の豊岡町に城

崎・美含郡役所を設置せらる。当時、其の管轄は城崎郡九十四箇町村、美含郡七十二箇村とす。(中略) 明治二十二年四月、町村制を施行せらるゝに当り町村の整理合併をなし、少なきは二箇町村多きは十数箇町村を以て一町村となし、其結果城崎郡は九十三箇町村を十箇町村(町一)に、美含郡は七十箇村を八箇村に整理し、従来の町村を改めて大字とせり。

明治二十六年九月三十日、気多郡を本郡役所の管轄に属せしめられ、城崎・美含・気多郡役所となる。

(中略) 明治二十九年四月一日、城崎郡・美含郡及気多郡を廃し、其の区域を以て城崎郡を新置せらる。

(中略) 大正六年二月二十八日、郡内各町村の大字名を改称(仮令「豊岡町ノ内新町」たりしを「豊岡町新」と改称したるが如し)せり。(中略)

第四章 郡及郡役所

第一節 郡役所位置

明治十二年一月、城崎・美含郡役所を置き其の位置を豊岡に指定せらる。豊岡町本町には維新後、明治四年豊岡県設置の際、元の久美浜県庁舎を移転し豊岡県庁舎を使用し、豊岡県の兵庫県に合併後、支庁として保存ありしものを引続き郡役所に使用せり。爾来、再三模様替又は増築を為したるが星霜五十年、漸次腐朽の度を増し、且つ執務上不便甚しきを以て屢々県に請ひ、大正九年通常県会の決議に依り現在の庁舎に改築され十一年九月竣功せり。現在の表門は久美浜県より移転時代の建物にして、豊岡町の記念として尊重すべき建物なり。(下略)

『城崎郡役所事績概要』

第三節 郡会議員

本郡々会議員定数ハ旧郡制時代ハ町村会選出二十人・大地主選出六人、計二十六人ニシテ明治三十二年郡制

改正ニ依リ大地主選出ハ廃セラレ、各町村選挙区選出二十八人（豊岡町及日高村各二人・他の町村各一人）ト為セリ。本郡町村数二十六ナルヲ以テ旧郡制時代ハ每町村一人ヲ割当ツルコト能ハズ、人口ヲ比例トシ其人口ノ少ナキ（一）「八条村・三江村」（二）「城崎町・内川村」（三）「奥竹野村・奥佐津村」（四）「長井村・余部村」（五）「清滝村・八代村」（六）「西気村・三椒村」ノ各町村ハ二ヶ町村会合同シテ選挙スルコトト為シタリ。合同選挙ニ在リテハ成ルベク自町村ノ者ヲ選出セントスルハ人情ノ常ニシテ、以上各選挙区ノ内（一）（二）（三）（四）（五）モ町村会議員定数日数ナルヲ以テ各町村ニテ定メタル候補者二人共同点トナリ、法ニヨリ再選挙ヲ行フモ第一回ノ投票ト異ルベクモナク、何レモ選挙長抽籤シテ当選者ヲ定メ（四）ハ村会議員定数甲八十二人、乙八八人ナルヲ以テ甲村ノ候補者ガ当選スルニ至レリ。此制度ニシテ永続セバ、前者ハ選挙会当日町村会議員ノ一

人ニテモ欠員若クハ欠席アルトキハ其町村ノ候補者ハ必敗トナリ、後者ハ乙村ノ永劫必敗トナルベキ現象ヲ呈セリ。而シテ（一）ノ区ニ於テハ選挙長自己ガ候補者ナルニ自ラ抽籤セルヲ違法ナリトシ、異議ノ申立ヲ見ルニ至レリ。制度ノ結果ナルニヨリ当然ノ帰趨ナレドモ、今日ヨリ考フレバ聊カ滑稽ノ感ナキ能ハズ。此制度ハ幸ニ選挙一回ニシテ改正セラレタルヲ以テ、爾来此ノ如キ滑稽ヲ見ザリシハ幸福ナリトス。

政党政派ハ由来、国政ノ為ニ起リタルモノニシテ、地方自治、殊ニ郡町村ニ於テ其必要アルベキモノニアラズ。或国ニ政党樹立以來、地方ノ有志ニシテ之ニ加入シタルモノナキニアラザリシモ、敢テ其為メニ地方ニ於テ大ナル軋轢ヲ生ジタルコトナシ。明治二十三年衆議院議員選挙以來、選挙毎ニ競争激甚トナリ、延テ地方議員ノ選挙ニ及ボシ郡会議員選挙ニモ往々甚キ競争ヲ為スニ至レリ。茲ニ於テカ郡長ハ最モ公平ナル立

場ニ在リテ選挙事務ニ付テハ毫モ遺漏ナキヲ期シ、常

ニ細心ノ注意ヲ怠タラス、而シテ選挙毎ニハ選挙会場
ニ自ラ臨監シ、又ハ部下ノ官吏ヲ派遣シテ監視セシム
ルコトニ努メタリ。然レドモ競争ノ甚シキ弊害トシテ、
往々訴願訴訟行ハレ、從テ兩派ノ間益々乖離^(か)シテ反目

嫉視スルニ至ル。郡會議員選挙及当選ノ効力ニ関スル
訴願亦少カラズ。其郡参事会ニ提出セシモノハ省略シ、
県参事会ニ訴願ヲナシタルモノヲ調査スルニ、

(一) 明治三十年二月二十日城崎郡役所ニ於テ行ヒタル
郡会大地主選出議員選挙不服ノ訴願(選挙人西垣勘次
郎外二人提起)

(二) 明治三十六年九月三十日執行中筋村選挙区郡會議
員選挙ノ効力ニ関スル訴願(武中駒造ノ当選ヲ郡長ガ
取消シタルニ対シ中筋村長及武中駒造ヨリ提起)

(三) 明治四十年九月三十日執行日高村選挙区郡會議員
当選ノ効力ニ関スル訴願(当選ヲ取消サレタル長谷川

佐一ヨリ提起)

(四) 同日執行八代村選挙区郡會議員当選ノ効力ニ関ス
ル訴願(当選ヲ取消サレタル吉谷治郎平ヨリ提起)

(五) 同日執行日高村選挙区郡會議員当選ノ効力ニ関ス
ル訴願(当選ヲ取消サレタル藤本俊郎提起)

(六) 同日執行内川村選挙区郡會議員当選ノ効力ニ関ス
ル訴願(当選ヲ取消サレタル城嶽猪之助提起)

(七) 明治四十一年十月三十日執行中筋村選挙区郡會議
員選挙ノ効力ニ関スル訴願(武中駒藏^(マ)外七人提起)

以上七件ノ多キヲ致セリ。

選挙ノ競争此ノ如ク甚シク、從テ郡会ニ於ケル役員選
挙ニ付テハ議長・副議長・名誉職参事会員及同補充員
ニ至ルマデ悉ク自党ヨリ選出セントシテ常ニ軋轢ヲ極
メ、郡制廃止ニ至ルマデ此状態ヲ継続スルニ至レリ。
然レドモ郡ハ此郡制時代二十七年間ニ於テ世ノ進運ト
共ニ異常ナル発達ヲ遂ゲ、延テ各町村ノ今日ノ発達ヲ

見ルニ至リタルモノ郡會議員ノ功績偉大ナルモノアルヲ信ズ。郡制存置中ノ郡會議員・議長・其他役員氏名左ノ如シ。

(以下、表、略)

第四節 郡会

郡ノ共同事業ノ施設ニ付テハ、町村制施行以前既ニ連合会ヲ設ケ事業ヲ執行セリ。

明治二十二年町村制施行セラル、ニ当リ、城崎・美含・気多ノ各郡皆全町村組合ヲ設ケ、城崎郡ハ町村長互選ヲ以テ管理者ヲ定メ、美含・気多兩郡ハ其ノ管理ヲ郡長ニ委託セリ。

明治二十九年四月城崎・美含・気多ノ三郡ヲ廃シ、新ニ城崎郡ヲ設置セラレタルヲ以テ、茲ニ城崎郡總町村組合ヲ設立シ、同時ニ従前ノ三郡各別ニ存在セシ各町村組合ハ自然消滅ニ歸シタリ。此ノ總町村組合コソ即チ郡会ノ前提ニシテ、郡制施行ノ始メ郡ハ總町村組合

ノ權利義務ヲ繼承シ、爾來郡制ノ下ニ活動スルニ至ル。全町村組合ノ事務ノ範圍・其ノ他、左表ノ如シ。

郡制施行中、郡長ハ郡ノ幸福ノ為メ自己ノ抱負ヲ郡会ノ協賛ニ求メ之ヲ実行スルヲ得タルヲ以テ、常ニ興味ヲ以テ執務シ来リタルガ、一面亦苦心ノ存シタルモノアリ。即チ郡會議員ノ操縦ナリトス。前節ニ記シタル如ク本郡会ハ常ニ所屬ノ政党別ニ團結セラレ、役員ノ爭奪ノ如キ事業ノ賛否ハ悉ク多数党ニ左右セラル故ニ、郡長ハ常ニ敵正公平ヲ持シ熱誠ヲ以テ事ニ当リ、概ネ円満ナル議決ヲ求メツ、終始セリ。独り大正二年通常郡会ニ於テハ、(一)円山川治水用地買収費ニ補助ヲ与フルコト(二)道路橋梁修繕費ニ補助ヲ与フルコトヲ建議シ、郡長ニ意見書ヲ提出セリ。然ルニ(一)ハ三省訓令^(ママ)ヲ発セラレタルヲ理由トシ、(二)ハ調査ノ上ニアラザレバ発案シ難シトシ、二件トモ提案ヲ肯セサリシヲ以テ、茲ニ郡会ト理事者トノ衝突ヲ来シ、郡吏員費三六〇円・勸

業費一八七七円・勸業補助費二〇〇円ヲ削減シ、社
費三〇円・教育補助費三〇〇円ヲ削除セシメテ、郡
長ハ知事ニ具状シ、其ノ指揮ニ依リ郡会ノ議決ヲ更正
セシコトアリ。此ノ一事ハ郡会史ノ一汚点ニシテ遺憾
ノ至リナリトス。

町村組合

組合名称	城崎郡 全町村組合	設立年月日	明治二十二年 十二月十九日	組合町村名	旧城崎郡 全町村	共同処弁事項	一、勸業ニ関スル件 一、土木ニ関スル件 一、全町村共有財産營造物ニ 関スル件 一、衛生ニ関スル件 一、旧公立豊岡病院財産及経 費ニ関スル件 一、教育ニ関スル件 一、兵事ニ関スル件	議員	豊岡町 五人 八条村 二人 新田村 二人 三江村 二人 田鶴野村 二人 五荘村 二人 奈佐村 二人 内川村 二人 湯嶋村 二人 港村 三人	管理者	組合町村長ニ 於テ互選ス	解散	明治二十九年五月五 日城崎郡諸町村組合 設立ニ付、消滅
------	--------------	-------	------------------	-------	-------------	--------	---	----	--	-----	-----------------	----	-----------------------------------

○ 『城崎郡役所事績概要』は騰写版刷りで、昭和二年三月三
十一日兵庫県発行の『兵庫県郡役所事績録』城崎郡役所事績
の原稿となったものである。

<p>城崎郡 諸町村組合</p>	<p>気多郡 各村組合</p>	<p>美含郡 各村組合</p>
<p>明治二十九年 五月五日</p>	<p>明治二十八年 四月十五日 規約変更</p>	<p>明治二十二年 十月十日</p>
	<p>旧気多郡 各村</p>	<p>旧美含郡 各村</p>
<p>一、土木ニ関スル件 一、教育ニ関スル件 三、衛生ニ関スル件 四、警備ニ関スル件 五、勸業ニ関スル件 六、組合共有財産ニ関スル件</p>	<p>一、警備ニ関スル件 一、勸業ニ関スル件 一、教育ニ関スル件 一、土木ニ関スル件 一、衛生ニ関スル件 一、各村共有財産ニ関スル件</p>	<p>一、土木ニ関スル件 一、勸業ニ関スル件 一、衛生ニ関スル件 一、共有財産ニ関スル件 一、教育ニ関スル件</p>
<p>毎町村一名</p>	<p>中筋村 四人 国府村 六人 日高村 六人 三方村 六人 西気村 二人 清滝村 三人 三椒村 一人 八代村 二人</p>	<p>奥竹野村 二人 中竹野村 二人 竹野村 三人 口佐津村 二人 奥佐津村 二人 香住村 三人 長井村 二人 余部村 一人</p>
<p>郡長</p>	<p>郡長</p>	<p>郡長</p>
<p>明治二十九年十月郡 制実施ニ付、消滅</p>	<p>明治二十九年五月五 日城崎郡諸町村組合 設立ニ付、消滅</p>	<p>明治二十九年五月五 日城崎郡諸町村組合 設立ニ付、消滅</p>

(3) 豊岡監獄

『兵庫県会史』

編年紀事

明治十九年八月十三日、神戸監獄本署豊岡分署ヲ豊岡監獄ト改称ス。

明治二十三年十月二十二日 神戸監獄ヲ兵庫県監獄署、豊岡監獄ヲ兵庫県監獄署豊岡監獄支署ト改ム。

豊岡監獄支署

城崎郡豊岡南本町元興国寺院跡ナル敷地ヲ明治五年旧豊岡藩主ヨリ政府へ還付セシヲ同七年政府ヨリ旧豊岡藩士族へ代地（他ノ地所ト交換）トシテ下付セラレタルモノヲ同年豊岡県聴訟課ニテ買上ゲ懲役場ヲ設置セリ。（中略）明治三十三年十月、国庫ニ引継ク。

『明治十五年 地方巡察使復命書』 三二 書房版
明治十六年

（城崎）
同郡豊岡本町

兵庫監獄豊岡分署

看守長・書記兼帯四人ナリ。在檻已決百三十五人服役。工業ハ傘張工・下駄工・紙漉工ナリ。未決檻ハ別ニ山間ニアリ。湿地ナリ。檻ノ門前、官宅アリ。守卒ノ宅トス。現在、囚三十二人ナリ。

(4) 裁判所

『明治十五年 地方巡察使復命書』 三二 書房版
明治十六年

（明治十六年八月）
同月二十日

神戸始審裁判所豊岡支庁

支庁長判事宮崎政暉・代理判事補吉田俊忠、外ニ補三人。検事三俣秀彦、外ニ一人。本年二月ヨリ六月ニ至

ル刑事事百二十二件・民事百七十九件・同控訴二十七件。
該庁ハ本年一月ノ開設ニ係ルヲ以テ前年ト比較スルコ
トヲ得ス。

同序内

同日

豊岡治安裁判所

所長判事補奥田力。本年一月ヨリ六月マデ刑事三十一
件・一月中民事四百九十八件・勸解二千六百六十九件、
昨十五年刑事二百六十四件・民事四百二十九件・勸解
二千六百四十一件也。

(5) 裁判所存置問題

明治三十八年三月 『豊岡町事務報告』

一 政府ハ行政財政ノ整理ヲ企画シ、司法部ニ対スル
之ガ方法ノ一端トシテ支部廃止セントスルニ方リ大

二世論沸騰セリ。茲ニ於テ町民ハ大ニ驚キ不可ヲ唱
導シ、遂ニ馬袋鶴之助ハ(明治三十七年)拾二月廿二日控訴院長ニ面
陳シ、翌廿三日原町長及委員トシテ杉本和兵衛ハ上
京シ、地方出身ノ重ナル人及政府当局者ニ大ニ陳情
スル処アリ。同月廿八日帰町セリ。

(6) 測候所

豊岡測候所蔵

神戸測候所但馬出張所新設理由書及事業計画

1、日本本土を氣候上大別して表日本と裏日本となす。
陰陽山脈及飛驒甲信地方より東走する中央山脈が分
界たり。その氣候風土の異なる事甚しきは、今此処
に贅言を要せず。一県にしてこの表裏日本に跨るも
のは京都府及吾が兵庫県ののみなり。しかして、京都
府南部は表日本なりといえども尚表裏日本の間

して、吾が兵庫県の如き気候上差異甚しからずといえども南部に京都測候所、北部に宮津出張所ありて各自調査をなし、諸般の便宜を計りおれり。しかるに、吾が兵庫県の如き但馬地方と南部の播磨・摂津・淡路とは気候上その差異甚しきにかかわらず未だ北部に測候所の設置なく、調査上不便を感じることを憾からず。

2、冬期において北部但馬は暴風のために被る損害尠からず、時には生命に關することあるも、南部内海地方にては何等の影響なきこと多く、神戸においてこれを推案し警報を發するといえども未だ十分なりというべからず。殊に其の結果を調査すべき材料は僅同測に拠る管内観測の結果のみにて到底十分なる研究調査をなすを得ず。遺憾を感じる事久し。

3、養蚕期中天気予報の必要なることは言うまでもなく、又使用者の之を利用すること想像以上なり。さ

れば先年より但馬に出張観測をなしおるも、所員の数少き測候所においては其のため所務渋滞を來し苦痛を感じることも多く、且つ目下出張観測五月上旬より六月中旬迄なれども、近時養蚕業盛なると共に殆ど九月迄必要あり、之が要求あるも到底現状にては吾測候所応じ得ざる所なり。

4、吾が兵庫県の如く管内広く気候異なる表裏日本に跨らずとも、管内広き府県にては多くは測候所を二個所以上有し万遺漏無からん事を期し居れり。今、日本全国において二ヶ所以上の府県を列記すれば(別紙^略)以上の如き理由で但馬地方に神戸測候所但馬出張所を設置せんことを希望す。

創立・業務開始年月日 大正六年十二月一日

(7) 但馬文教府

阪本勝「但馬文教府考」

阪本 勝

中国の古典「書経」(尚書ともいう)巻三、夏書の禹
貢編に

三百里揆文教

とある。「三百里文教を揆る^(はか)」と読む。「文教」の典拠
はここにある。

「府」は元来「文書の蔵」(説文)を意味するが、転
じて、この文書を司どる百官の居る処なりとある。す
なわち、政治・文化・教育行政を司どる役人の基地の
意味である。

この二つを合したのが「文教府」である。この言葉
は私の創作にかかる。(中略)

但馬は県政の本拠・神戸を離れて遠く、純朴敦厚の
伝統的美風の残っている地域である。この地域にこそ
王政(知事の善政)を浸透せしめ、文化・教育の振興
を図らなければならない。そのために一種の基地を造
るのが望ましい。

それが但馬文教府である。

○但馬文教府は、当時の兵庫県知事阪本勝氏の構想により、
当初県立豊岡実業高等学校と併設する意向であったが、昭和
三十八年十二月一日豊岡市妙楽寺の山上に開館された但馬の
県立社会教育・文化センター。昭和三十六年度から総事業費
一億四千万円・四カ年計画で本館・研修棟・宿泊棟の建設が
進められた。その後、但馬生活科学センターも併設され、体
育館も建てられた。

5 村と町

(一) 村 会

友田英弥氏蔵

(1) 裁 定 願

裁定願

客年四月太政官第十八号布告、則チ当県第九十二号ヲ以、被達書ノ通、町村会法ニ拠リ別冊村会議事規則及ヒ当部内各村連合会議事規則編製候間、御裁定相成度此段奉願候也。

(明治)
十四年十月十四日

但馬国城崎郡

福田村惣代 川崎賢三

木築英五郎

下陰村惣代 北村孫助

北村新兵衛

中陰村惣代 沢田八郎右衛門

岸田三郎右衛門

上陰村惣代 森田又右衛門

中奥作太郎

高屋村惣代 大江仁兵衛

森垣治右衛門

正法寺村惣代 伊原三郎兵衛

北邨藤兵衛

戸牧邨(マ) 福井儀兵衛

堂垣善左衛門

前書願出ルニ付、奥印仕候也。

戸長 沢田五郎治

兵庫県令 森岡昌純殿

(2) 村會議事規則

村會議事規則

議事ノ二字削除スヘシ(付箋)

第一章 總 則

第一条 村会ハ其村ノ公共ニ関スル事件及ヒ其經費ノ支出徴収方法ヲ議定ス。

第二条 村会ハ通常ノ会ト臨時会トニ別ツ。

第三条 通常・臨時会ヲ問ハス會議議案ハ戸長之ヲ発ス。但シ、止^ムヲ得サル事故アルトキハ委員ヲ選ヒ議案等ノ事ヲ担任セシムル事モアルヘシ。

第四条 臨時会ハ其時ニ會議ヲ要スル事件ニ限り其他ノ事件ヲ議スル事ヲ得ス。

第五条 通常会期中、議員ノ内ニ名以上ノ發議ヲ以、其村内ノ利害ニ関スル事件ニ付、郡庁・県庁ニ建議セントスルモノアレハ、先ツ議會ノ許可ヲ得テ之ヲ

會議ニ付シ、可決スルトキハ其会ノ所見トシ、議長ノ名ヲ以テ直ニ建議スルヲ得。

第六条 村会ハ議事細則ヲ議定シ、之ヲ施行ス。

第二章 選 挙

第七条 村會議員ハ三十戸以内ヲ十名トシ、以上十戸毎ニ一員ヲ増ス。

第八条 議長・副議長ハ議員中ヨリ公選シ、之ヲ戸長ニ報告ス。

議長・副議長及ヒ議員ハ俸給ナシ。但シ、会期中ハ日当ヲ給ス。其額ハ會議ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム。

第九条 書記ハ議長之ヲ選ヒ、庶務ヲ整理セシム。其俸給ハ會費ノ内ヨリ之ヲ支給ス。

第十条 村会ノ議員タル事ヲ得ヘキモノハ、満廿才以上ノ男子ニシテ其村内ニ本籍ヲ定メ且ツ地所ヲ所有スルモノニ限ル。但シ、左ノ各款ニ触ル、モノハ議員タル事ヲ得ス。

第一款 風頭白痴ノ者

第二款 懲役一年以上及国事犯禁獄一年以上実決ノ

刑ニ処セラレタル者。但シ、満期後七年ヲ経タル

モノハ此限リニアラス。

第三款 身代限ノ処分ヲ受ケ、負債ノ弁償ヲ終ヘサ

ル者

第四款 官吏及ヒ教導職

第五款 県会^{并ニ}村会ニ於テ退職者トセラレタル後、

四年ヲ経サル者

第十一条 議員ヲ選挙スルヲ得ヘキモノハ、満廿才以

上ノ男子ニシテ其村内ト本籍ヲ定メ地所ヲ所有スル

モノニ限ル可シ。但シ、前条ノ各款ニ触レルモノハ

選挙人タルコトヲ得ス。

第十二条 議員ヲ選挙セントスルトキハ、戸長ハ日ヲ

定メ少ナクモ十日以前ニ之ヲ村内ニ報告スヘシ。

第十三条 選挙人ハ予メ戸長ヨリ付与シタル投票用紙

ニ自己及ヒ被選人ノ姓名ヲ記シ、予定ノ日之ヲ戸長
ニ出スヘシ。其投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当選
人トシ、同数ナラハ八年長ヲ取り、同年ナラハ籤ヲ以
テ之ヲ定ム。

第十四条 投票終ルノ後、戸長ハ選挙人名簿ニ就テ投
票ノ当否ヲ査シ、又被選人名簿ニ就テ当選人ノ当否
ヲ査ス。若シ法ニ於テ不適当ナルモノアルカ或ハ当
選人自分其選ヲ辞スルトキハ、順次投票ノ多数ヲ得
タル者ヲ取ル。

第十五条 当選人ノ当否ヲ査定スルノ後、戸長ハ其当
選人ヲ戸長役場ニ呼出シ当選状ヲ渡シ、当選人ハ請
書ヲ出ス可シ。但シ、当選人各請書ヲ出シタル後、
戸長ハ其姓名等ヲ村内ニ公告スヘシ。

第十六条 議員ノ任期ハ四年トシ、二年毎ニ全数ノ半
ヲ改選ス。第一・四年期ノ改選ヲ為スハ抽籤法ヲ以
テ其退任ノ人ヲ定ム。

第十七条 議長・副議長ノ任期ハ二年トシ、議員ノ改選毎ニ之ヲ公選スヘシ。

第十八条 前二条ノ場合ニ於テハ、前任ノ者ヲ再選スル事ヲ得。

第十九条 議員中、第十条ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スルカ、其村外ニ転住スルカ、其他總テ欠員アルトキハ更ニ之ニ代ルモノヲ選挙スヘシ。

第三章 議 則

第廿条 議員半数以上出席セサレハ、当日ノ會議ヲ開クラ得ス。

第廿一条 會議ハ過半数ニ依テ決ス。可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル。

第廿二条 會議ハ傍聴ヲ許ス。但シ、議事ノ都合ニ拠リ傍聴ヲ禁スルヲ得。

第廿三条 議員ハ會議ニ^(あた)方リ充分討論ノ権ヲ有ス。然レトモ人身上ニ付テ褒貶毀誉ニ涉ル事ヲ得ス。

第廿四条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス。若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサルモノアルトキハ、之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得。其強暴ニ涉ル者ハ警察官吏ノ処分ヲ求ムル事アルヘシ。

第四章 開 閉

第廿五条 村会ハ毎年一度、三月ニ於テ之ヲ開ク。開閉ハ戸長ヨリ之ヲ報シ、会期ハ五日以内トス。但シ、戸長ハ會議ノ衆議ヲ取りテ其日限ヲ伸ル事モアルヘシ。

第廿六条 通常会期ノ外、會議ニ付スヘキ事務アルトキハ戸長ハ臨時会ヲ開ク事ヲ得。

第廿七条 會議ノ論說、國ノ安寧ヲ害シ、或ハ法律、或ハ規則ヲ犯ス事アリト認ムルトキハ戸長ハ會議ヲ中止セシメ、郡長ニ具狀シテ其指揮ヲ請ヘシ。

本条、戸長ニ於テ会議ヲ中止スルノ權ナシ。
(付箋)

第廿八条 (すこ) 渾テ会議ノ議決ハ、之ヲ郡長ニ報告ス。

本条、十三年当県甲第百六十号達ノ通、
(付箋) 心得ヘシ。

(3) 各村連合会議事規則

城崎郡当戸長役場受理

部内各村連合会議事規則

城崎郡何村外何ヶ村連合会議規則ト改ムヘシ
(付箋)

第一章 総則

第一条 連合会ハ其受理部内各村ノ公共ニ関スル事件
及ヒ其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス。

第二条 連合会ハ前条ノ如ク其事件興起スルニ当リ、

臨時ニ開クモノトス。

第三条 (前号「村會議事規則」へ以下、これになら
う。ただし、「村」を「連合」と読みかえる) 第三条
に同じ)

に同じ)

第四条 (第五条に同じ)

第五条 (第六条に同じ)

第二章 選挙

第六条 連合会出席議員ハ、村會議員ノ三分一ヲ以テ
之ヲ充ツ。

第七条 (第八条に同じ)

第八条 (第九条に同じ)

第九条 連合会出席議員ヲ選挙セントスルトキハ、戸
長ハ日ヲ定メ少ナクモ十日以前ニ之ヲ村會議員ニ報
告スヘシ。但シ、村會議員ニ於テ之ヲ互選スルモノ

トス。

第十条 (但書その他、第十三条に同じ)

但シ、当選人自分其選ヲ辞(こと)ハルトキハ順次投票多数ヲ得ルモノヲ取ル。

第三章 議 則

第十一条 (第廿一条に同じ)

第十二条 (第廿一条に同じ)

第十三条 (第廿二条に同じ)

第十四条 (第廿三条に同じ)

第十五条 (第廿四条に同じ)

第四章 開 閉

第十六条 連合会ノ開閉ハ戸長之ヲ報ス。

第十七条 (第廿七条に同じ)

第十八条 (第廿八条に同じ)

(別紙)
書面ノ趣認可候事

但、規則名称及村会規則第貳拾七・貳拾八兩条并

連合会規則第十七条ハ付箋ノ通可相心得事

明治十四年十月二十二日

兵庫県令 森岡昌純

(二) 田鶴野村の発足

友田英弥氏蔵

(1) 選挙人名簿縦覧公告案

日告示第百廿二号

城崎郡田鶴野村〔舟町村
外八ヶ村〕

右、村会議員選挙人名簿、来ル四月一日ヨリ七日間、
当役場ニ於テ関係者ノ縦覧ニ供ス。

明治二十二年三月廿八日

城崎郡日撫村外十八ヶ村戸長 足立六左衛門

(2) 村会議員選挙会告示

日告示第五百五拾号

城崎郡田鶴野村会議員選挙会、本月廿五日午前第八時、森盛簡易小学校ニ於テ左ノ区別ニ抛リ開設ス。

二級選挙議員数六名 午前第十一時投票函閉鎖

一級選挙議員数六名 午后第四時投票函閉鎖

明治二十二年四月十七日

城崎郡元日撫村外十八ヶ村

戸長 足立六左衛門

右、城崎郡田鶴野村会議員選挙掛長ヲ命ス。

明治二十二年四月廿二日

城崎郡元日撫村外十八ヶ村

戸長 足立六左衛門

(4) 選挙会協議会通知

田鶴野村議員選挙会ノ義ニ付、御相談申度候間、乍御足労今午後第二時、当役場へ御出頭被下度、此段及御通知候也。

明治廿二年四月廿三日

元日撫村外拾八ヶ村

戸長 足立六左衛門

(3) 村会議員選挙会掛長任命案

来ル廿五日、田鶴野村会議員選挙会掛長任命案

城崎郡元日撫村外十八ヶ村戸長役場

用掛 古川与一

由月 喜之助 殿

奥座市郎右衛門殿

「拝見仕候也」

「不在中、帰宅次第、
同氏へ伝可申候」

佐伯 昌 造 殿 「拜見仕候」

谷垣 長兵衛 殿 「拜見仕候」

(5) 選挙会場心得伺

〔明治二十二年四月〕
来ル廿五日、議員選挙会場心得別紙起家候条ニ付テハ
起家ノ儘、貼用候テ可然哉。

選挙会場心得

- 一 投票ハ一定ノ用紙ヲ交付スベキニ付、若毀損シタル時ハ引換ヲ請フベシ。
 - 一 投票ハ左記ノ通り認ムル事
 - 一 開会中ハ選挙人ノ外、会場ニ入ル事ヲ得ズ。
 - 一 選挙人ハ会場ニ於テ協議又ハ勧誘為ス事ヲ得ス。
 - 一 他人ニ托シテ投票ヲ出ス事ヲ許サス。
- 但シ、町村制第十二条第二項ノ選挙有権者ハ此限り

ニアラス。

- 一 二級選挙、午前第十一時ヲ以テ投票函ヲ閉鎖ス。
- 一 壹級選挙ハ午後第四時ヲ以テ投票函ヲ閉鎖ス。

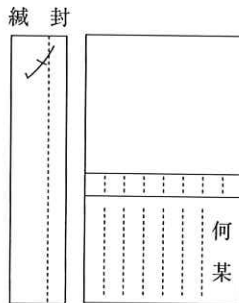
以上

(6) 村役場位置認定書

郡告示第廿四号

城崎郡田鶴野村

其村役場位置左記ノ通相定ム。



明治二十二年四月廿日

城崎・美合郡長 小西甚平

元野上村拾四番ノ次一番地

得タルモノヲ挙グレバ左ノ如シ。

一 式百七点 青田 朝太郎

一 百八拾五点 和田垣卯左衛門

一 百七拾八点 谷垣 長兵衛

一 百四拾三点 坂井 忠右衛門

一 百貳拾六点 岸田 七左衛門

一 百拾四点 大西 彦兵衛

一 六拾八点 由月 喜之助

一 五拾三点 峠 八三郎

以下略ス。

右多数ノ一ヨリ六迄ヲ当選者ト相定メ、右選挙ノ顛末ヲ記シタル選挙録ヲ選挙人ノ面前ニ於テ朗読シ、二級選挙ノ事務ヲ了ヘシハ全ク午後壹時四十分ナリキ。

同日午後第二時壹級選挙ヲ行フニ当リ掛長・選挙掛着席、先投票用紙ヲ交付シ、午後第四時ヲ以テ投票函ヲ

(7) 村會議員選挙会報告

日庶第一六七号

田鶴野村會議員選挙会報告

本月廿五日、同村内森村森盛簡易小学校内ニ於テ先^(ウ)級選挙ヲ行フニ当リ、元用掛古川与一ヲ以テ掛長ニ、奥座市郎右衛門・由月喜之助・佐伯昌造・谷垣長兵衛ノ四名ヲ選挙掛ニ選任、午前八時ヲ以テ一同着席、直チニ各選挙人ヘ投票用紙ヲ交付シ、午前拾一時ヲ以テ投票函ヲ鎖シ、直チニ開函、之ヲ檢スルニ投票惣数貳

百拾六票ノ内、六票ニ対スル内ニ被選挙人ノ何人タルヲ確任シ難キモノアルヲ棄却シ、其有効投票ノ多数ヲ

閉鎖シ、直チニ開函、之ヲ檢スルニ投票惣數ハ五拾七票ニシテ内三票ニ對スル中ニ被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノアルヲ以テ之ヲ棄却シ、其有効投票ノ多數ヲ得タルモノヲ挙クレハ左ノ如シ。

- 一 五拾四点 奥座市郎右衛門
- 一 五拾三点 衣川 五郎兵衛
- 一 五拾壹点 佐 伯 昌 造
- 一 五拾点 大下 清右衛門
- 一 三拾八点 谷口 九左衛門
- 一 三拾五点 和田垣 久治郎
- 一 拾三点 由月 喜之助
- 一 八点 青田 松太郎

以下略ス。

右一ヨリ六迄ノ高点ヲ當選者トシ、選挙録ヲ朗読シ、選挙事務完了、午後第五時全ク選挙会ヲ閉場ス。

右、選挙顛末及報告候也。

明治廿二年四月三十日

城崎郡元日撫村外十八ヶ村

戸長 足立六左衛門

城崎・美含郡長 小西甚平殿

(8) 村長・助役選挙告示

郡告示第廿八号

城崎郡田鶴野村

村長及助役選挙ノ為メ来ル十日午前第八時村会ヲ開設ス。

但、会場位置ハ元戸長ニ於テ定メ告示スヘシ。

明治廿二年五月四日

城崎・美含郡長 小西甚平

(9) 村長・助役選挙会場告示

部内へ告示案

日告示第一七五号

城崎郡田鶴野村

村長及助役選挙ノ為メ来ル十日午前第八時村会開設ノ
義、第廿八号ヲ以テ郡長ヨリ告示被成候ニ付テハ会場
ハ左記ノ通相定ム。

一 会場 元日撫村外十八ヶ村戸長役場内

(明治)
二十二年五月六日

元戸長名

(10) 村会開設通知

日庶第一七八号

村会開設ノ義、郡告示第廿八号ヲ以テ被達候条、写卷

葉宛及御配布候也。

(明治)
二十二年五月六日

元日撫村外十八ヶ村戸長役場

田鶴野村ノ内

(原文、村名一段書き)
船町村・山本村・金剛寺村・森村・宮島村・

野上村・一日市村・下鶴井村・赤石村

右元惣代

御中

(11) 村会開會通知

田鶴野村議員へ通達案

日告庶第一七六号

郡告示第廿八号ヲ以テ田鶴野村会開設ノ義被相示候ニ
付テハ、来ル十日午前第八時、当役場内ニ於テ開會候

条、同刻御登場相成度、此段及御通達候也。

年月日

元戸長名

城崎・美含郡長 小西甚平殿

元日撫村外十八ヶ村戸長 足立六左衛門

議員十二名

各通

(13) 郡役所よりの再選挙指示

庶調第三三号

田鶴野村長及助役辞任ノ旨御上申相成候処、右ハ議長ヨリ認可請求書ヲ呈出セサル前ニテ未夕選挙結了ニ至ラサルモノニ有之候。随テ閉会シタルモノニ無之候ハ、更ニ選挙ノ為メ告示ニ相成限リ(マ)ニ無之候間、前会ニ引続キ直ニ開会御取計可有之、此段申進候也。

(明治) 廿二年五月十四日

(郡役所) 庶務掛

日庶第百八拾八号
村長及助役選挙ノ義ニ付上申
本月第廿八号ヲ以テ告示相成候田鶴野村長及助役選挙会、当役場内ニ於テ開会セシニ、村長ヲ佐伯五郎兵衛・助役ニ峠八三郎ヲ選挙シタルニ、兩人共病氣ノ為メ辞任書差出候ニ付、此段上申候也。

足立元戸長殿

明治二十二年五月十四日

(14) 再選挙村会開会通知

日庶第一八九号

村長・助役、選挙会ニ於テ当選相成候処、病氣ノ為メ
辞任書差出サレ候間、郡告示第廿八号ニ基キ引続キ本
日午後第一時ヨリ当役場ニ於テ開会候間、無御遅刻御
来場相成度、此段態飛(むざびり)特使ヲ以テ及御通達候也。

明治廿二年五月十五日

元日撫村外十八ヶ村

戸長 足立六左衛門

(原文、人名、役書き)
岸田七左衛門殿・大上清右衛門殿・

衣川五郎兵衛殿・青田 朝太郎殿・

和田垣卯左衛門殿・和田垣久治郎殿・

佐伯 昌造殿・大西 彦兵衛殿・

谷垣 長兵衛殿・谷口九左衛門殿・

坂井忠右衛門殿

(15) 再選挙結果報告

日庶第一九七号

上 申

郡告示第廿八号ニヨリ本月十日田鶴野村会開設、村長
及助役ノ選挙ヲ為セシ事項ヲ右ニ上申候也。

村長 佐伯五郎兵衛

投票惣数九票ニ対シ満票ヲ得タリ。

助役 峠 八三郎

投票数九票ニ対シ得票数八票

右、名譽職トス。

本人履歴ハ別紙(略)ノ事

明治廿二年五月十八日

元日撫村外十八ヶ村

戸長 足立六左衛門

(17) 村長・助役等報酬額回答

庶調第三六号照会ニ対シ左案回答可致哉。

城崎・美含郡長 小西甚平宛

日庶第二〇〇号

(明治二十二年五月)
昨廿一日付 庶調第三六号ヲ以テ今回各邨会ニ於テ評

(16) 村長・助役認可申請

決シタル村長及助役報酬額・議員弁当料額、御照会ノ

申請

趣了承、則左ニ及御回答候也。

村長 佐伯五郎兵衛

田鶴野村長報酬年額金三拾六円

助役 峠 八三郎

〃 助役ニ報酬ナシ。

本村々会ニ於テ右ノ通り当選ニ相成候ニ付、御認可相

議員実費弁償額 一人一日金四銭ツツ

成度候也。

三江村長報酬年額金六拾円

城崎郡田鶴野村々会議長

〃 助役ニ報酬ナシ。

明治廿二年五月 日

衣川五郎兵衛

議員実弁償額 (並) 一人一日金拾銭ツツ

右ノ通りニ及御報告候也。

兵庫県知事 内海忠勝殿

元日撫村外十八ヶ村戸長役場

(郡役所)
庶務掛宛

(三) 豊岡町

(1) 町内規定書

久保区蔵

(表紙)

<p>明治四未正月 町内規定書</p> <p>久保町</p>

町内一統申合規定の件

一 博奕の義は兼て御嚴重に被為仰付、一同奉畏連印
 仕、受書差上罷在候へ共、尚又今般御改正、博奕の
 類は勿論、惣て被為仰出候御教諭の通、町内一統の

者共承伏仕、堅相守可申候。万一心得違の者有之候
 節は左の通規定に執計可申候。

一 組合中談示、すし無油断、昼夜遂吟味、相噂候風聞
 有之候節は早速其組頭へ内達可致候。若、外方より
 相頭候は、等閑に致置候為赦罪、組合中家別五貫文
 宛町内へ出銭可致候事

一 町内へ何程の赦罪被為仰付候共、博奕也宿致候者より出
 銭可致候事

一 向三軒両隣拾貫文宛町内へ御赦罪出銭可致候事
 一 博奕筋に携候者、式拾貫文づゝ町内へ出銭可致候
 事

前書の通、堅固に相守可申候。万一心得違の者共有之、
 多分御赦罪被為仰付、縦令家財・家屋敷等売払候共、
 御上納可仕は勿論、町内へ出銭相立、一家滅亡・退転
 に及候義は眼前の事に候へ共、此段得斗可相得候。且、
 無商売の者共、向後家業可致候事

前書の通、一統承知仕候。依ては銘々家内妻子等へも懇(為)に申聞、御法堅く相守らせ可申候。万一心得違の者共其当日より覚悟致、規定の通違背仕間敷候。為其、連印を以、請書差上候上は毛頭相違無御座候。為後日の、規定請書差上置候処、依て如件。

明治四年未正月

(屋号・名・印、五十六名分略)

前書の通、小前借屋住の者迄懇に□談示、規定仕候上は向後相慎、心得違の者無御座候。依之、奥書印形仕、証書差上候処、依て如件。

明治四年未正月

(組頭、屋号・名・印、八名分略)

(久保町)
市長 鳥井山三郎殿

(2) 明治前期の豊岡町

『大坂日報』明治十三年八月三十一日

○但馬国豊岡近況

南□ 烈虎 郵報

豊岡は兵庫県下にて姫路に次ぐの都会なり。蓼川其東に沿ふて流れ、津居山港に注ぐ。舟楫の便利甚た宜し。但、時に洪水の患あり。市街の人家は無慮数千軒にして社寺等は尤も美を尽せり。市人は多く柳骨折(こおり)を造るを業とす。近来、馬車道も開け日々数輛の往復を見る。又、電信線も架設、大半成就したり。郡役所・区裁判所并に公立病院は豊岡町にあり。郡長久保田周輔氏・所長湯浅美男氏・院長本多公敏氏等皆能く其職務を勉めらる。警察署は宵田町にあり。河野氏之れが署長たり。公立中学校及び宝林義塾は皆本町にあり。孰れも盛んなり。監獄分署は三玉山(山主)の南麓にあり。小湖を帯

び、山あり左右より之を繞る。囚徒の数は百数十人に下らず。署長岩崎氏は頗る囚徒の心を得られたり○近年津居山港を開港するの論あり。紛紜未だ決せざるに
より、兼子両平氏は大に之を憂ひ、頃日「津居山開港問答」と題せる一書を著はし、其開港せざる可らざる所以を述べられたり。何卒諸有志の賛成ありて早く此の美挙を見たきものなり。

(3) 但馬国と豊岡町

『明治十五年地方巡察使復命書』 三二書房版
明治十六年

一般の状況

(上略)

但馬国ニテハ豊岡ハ近頃県庁アリテ今猶其体裁ヲ存シ、郡役所・警察・監獄署ヲ始メ中学校・病院・電信分局アリ。

又、政党団結モ各地旺盛ナラスト雖トモ往々權利自由ヲ説クモノ多ク、且ツ神戸・大阪ヨリ弁士ヲ招キ、又ハ県會議員中招キニ応シ遊説スル者アリト雖トモ其勢焰末タ効シキモノヲ見ス。然リ而シテ将来ヲ考察スレハ日ヲ追テ其勢焰ヲ増スヘキノ状況ヲ顕出スルモノト看認タリ。

(中略)

市街五千余戸^(ママ)較々ニ衰頽ノ色アリト雖トモ、士族甚シキ貧困ヲ見サルニ影響シテ各自就産ノ途ヲ得タルカ如シ。市街ニ沿フ大河ヲ丸山川^(四)ト云フ。年々多少ノ損害ヲ為シ、為メニ人民ノ大苦情ヲ引起スニ至ル。現今、治水ノ点最急務ト看認ス。

(中略)

『兵庫県管内巡察記』 卷上 明治十六年

(上略)

但馬国ノ人民ハ姫路人ノ分県ヲ請願スルヲ聞キ、大ニ之ヲ憂ヘテ以為（おも）ラク。若シ此ノ請願行ハルトキハ、旧節磨県ノ如ク但馬モ同管轄ニ属セラルヘシ。然ルトキハ合県以來開港地ニ往来頻々ニシテ人民モ漸開化ニ向ハントセシモノモ又旧ニ復シテ固陋ニ陥リ、産物ノ輸出来便利アリシモ又其便利ヲ失フニ到ラン。思フニ曾テ三丹州ニ一県ヲ置カレンコトヲ希望シ、三丹置県請願趣意書ナルモノモ調ヒアリシカ其談合ハ未タ調ハス、今ハ三丹置県ヲ願ハンヨリハ寧ロ兵庫県ノ管轄ヲ離レスシテ此儘ナランコトコソ願ハシケレ、姫路人ノ分轄論ハ挙テ大ニ憂フル所ナリト。

(中略)

『兵庫県管内巡察記』 卷下
城崎郡役所
美含郡役所

郡長久保田周輔・書記八人。城崎郡戸数五千五百二十

一戸・人口二万五千七百七十七人、民有地反別一万五百五十二町一反四畝二十四歩。美含郡戸数三千四百六十五戸・人口一万八千五百五十一人。民有地反別一万三千三百十三町二反三畝十八歩。

(下略)

(4) 戸長役場部内連合会

「豊田區文書」豊岡市蔵

(表紙)

明治廿二年度

豊岡戸長役場部内連合会決議

(決議内容は、以下作表して示す)

一 行政機関とその変遷

1. 明治22年度豊岡寺町外16ヶ町村戸長役場部内連帯町村費予算

(1) 支出

款	項	金額	備考
会議費		円 銭 厘 31・63・2	21年度臨時費
	議員弁当料	15・	議員15人1日1人に付、20銭。5日間
	書記給料	4・	書記1人1日50銭。延8日間
	諸 費	12・63・2	消耗費43銭、小使給1円73銭、印刷費6円97銭2厘、議場借用費2円50銭、雑費1円
役場扱費		151・29・5	
	給 与	34・62・	常雇小使3人(4円給1人・3円50銭給1人・3円給1人)、臨時雇用人夫24人(1人13銭・3ヶ月分)
	筆 墨 料	2・62・5	用係以下7人(1ヶ月1人12銭5厘・3ヶ月分)
	宿直賄料	3・	常雇小使1ヶ月1円
	膳 写 料	77・	1人(1日20銭・385人分)
	諸 紙 類	11・75・	中紙30帖(1帖2銭7厘)、半紙400帖(1帖1銭4厘)、巻紙2000枚(千枚85銭)、西の内紙1帖半(1帖17銭)、上紙3帖(1帖4銭)、大小厚表紙50枚(1枚1銭8厘)、戸籍用紙1300枚(100枚25銭)、美濃紙20帖(1帖6銭8厘)、奉書10枚(1枚1銭5厘)、学事表用紙30枚(1枚3厘5毛)
	書 籍 費	5・90・	官報1ヶ月50銭、又新日報3ヶ月1円80銭、県布令集3ヶ月60銭、臨時買入分2円
	器 具 費	5・73・	畳表換3畳(1畳25銭)、宿直用蒲団修覆料1円30銭、書籍箱2(1個1円20銭)、提灯張換4(1個7銭)、臨時版木彫刻費1円
	消 耗 費	10・67・	郵便電信料1ヶ月1円、石炭油2罐(1罐1円30銭)、木炭3駄(1駄90銭)、蠟燭代12銭、雑費1ヶ月65銭、又新日報配達費10銭・3ヶ月

衛生費	10・20・	仮予算
予 防 費	8・70	春季種痘費70銭、流行病予防・旅行人病気又は死亡等の費3円、避病院修繕費5円(開業医に種痘を乞うときは1人5銭を接種医に支給)
火 葬 場	1・50・	管理者手当1人1ヶ月50銭
22年度災害予防及警備費	22・12・5	仮予算。豊岡組消防費
給 与	18・62・5	頭取1人3ヶ月分75銭、副頭取62銭5厘、平人38人1人に37銭5厘、出火時火掛2時間以上・2里以上弁当料1人5銭、優等の働きのものあるとき30銭以内の賞与
器具修繕費	2・	提灯・階子・桶器具修繕費
消 防 費	1・50・	提灯用蠟燭代、消防夫法被・股引修覆料
合 計	215・25・2	
道路修繕費補充	27・45・	21年度議決火葬場道路修繕費補充
通 計	242・70・2	

(2) 収入

款	項	金 額	備 考
地 価 割		円 銭 厘 39・62・2	地価86,474円14銭1厘 地価100円に付、1年16銭の3ヶ月分 (各町分略)
戸 数 割		84・24・3	(各町分略)
明治20年度繰越金		118・83・8	
合 計		242・70・3	1厘乗過

2. 豊岡寺町外16ヶ町村戸長役場部内
等級歩合表

歩合	等級	町名
2	1等	宵田町
1・8	2	中町
1・6	3	滋茂町
1・4	4	豊田町
1・3	5	京口町
1	6	本町・小田井町・小尾崎町
・95	7	寺町・竹屋町・新屋敷町
・9	8	南本町
・8	9	新町
・7	10	久保町・立野村
・5	11	永井町

号外議案

城崎郡全町村会議受高ノ内、戸別割ノ義ハ廿二年度部
内通常会決議ノ等級歩合ニヨリ賦課徴集スルモノトス。

(5) 消 防

ア、豊岡町防火規約

「豊田區文書」豊岡市蔵

火災予防規約

第一条 豊岡町住民ハ、火災予防ノ為メ從來ノ慣行ヲ
重シ、更ニ左ノ規約ヲナス。

第二条 豊岡町各区ニ消防員ヲ設置ス。

但、其員數・設置方法・費用等ハ其区ノ定ムル処ニ
ヨル。

第三条 區長ハ其区ノ消防員ヲ任免シ、器具ノ整否及
運用ノ熟否ヲ監査スルモノトス。

第四条 消防ノ応援区域ハ隣接ノ町村一里以内ヲ限界
トス。

但、状況ニヨリ限界外ニ出張スル事アルベシ。

第五条 消防員ハ其区ノ標旗・標燈ヲ携提スルモノトス。

第六条 警防又ハ救援ノ為メ出務シタル者ハ、誠実ニ従事シ濫リニ標旗燈ノ下ヲ退散スル事ヲ得ズ。

第七条 消防員ハ出張地ニ於テ苟モ喧嘩口論、其他粗暴ノ所為アルベカラズ。

第八条 消防員出務スル時ハ印裃天ヲ着用スベシ。

第九条 消防員ノ被服ハ服務以外ニ用ヒ、又ハ他人へ貸与スベカラズ。

第十条 暴風其他必要ト認ムルトキハ、夜間自身番ヲ置キ警戒ヲ怠ルベカラズ。其方法ハ各区従来ノ慣行ヲ襲用ス。

第十一条 人家稠密ノ場所ニ於テ營業上ニ係ハラズ危険物ヲ取扱フモノ又ハ火災上危険ト認ムル建造物ヲ設ケント欲スルモノハ、予メ区長ノ協商ヲ經ベキモノトス。

但、従来存在ノモノハ其区ノ協議ヲ以テ漸次取除クノ方法ヲ講スベシ。

第十二条 失火其他危険ノ虞アル事ヲ発見シタルトキハ近隣又ハ組合内ニ於テ充分注意ヲ加へ、其応セザルトキハ区長ニ申告スベシ。

第十三条 区長ハ各組長ト共ニ毎年二回、各戸ニ就キ前条ノ状況ヲ査察シ、若シ不完全ノ場所ヲ発見セハ改造又ハ相当予防ノ設備ヲ命スル事アルベシ。

(付図、略)

○この規約には年月がないが、明治二十九年年度綴中にあり「四月一日始メ」と付箋があるので明治三十年度から実施されたものと見られる。

イ、中町義勇消防隊規則

市立郷土資料館蔵

(表紙)

明治三十五年五月設置

中町義勇消防隊規則

名称

第一条 本隊ハ中町義勇消防隊ト称ス。

目的

第二条 本隊ハ火災消防上ノ設備ヲ為シ、豊岡町及其付近住民ノ生命財産ノ保安ヲ図ルヲ以テ目的トス。

職員

第三条 本隊ハ監督壹名・副監督壹名及消防手貳拾名ヲ以テ組織ス。

第四条 本隊員ハ総テ名誉職ニシテ無給タル可シ。

第五条 監督及副監督ハ、中町区長及協議員ノ協議ヲ以テ中町公民中ヨリ選定ス。

第六条 消防手ハ町ノ内外ヲ不問、義侠ニシテ公共ニ富メル有志者中ヨリ監督之ヲ選定ス。

第七条 監督及副監督ハ任期ヲ滿壹ケ年トシ、重任スルモ妨ゲナシ。

第八条 監督ハ、消防手其命令ニ従ハス、又ハ本隊ノ体面ヲ汚ス等ノ行ヲ為ス者アルトキハ何時ニテモ除名スル事ヲ得。

第九条 監督ハ、本隊一切ノ事務ヲ指揮監督スルモノトス。

副監督ハ、監督ヲ補佐シ、監督差支アル場合ニ於テ其職務ヲ代理ス。

第十条 消防手ハ、監督ノ指揮ニ従ヒ、消防機械ノ保

存手入ヲ為シ、有事ノ際ハ迅速ニ駆付ケ機械

ヲ運転シ消防ニ尽力スル者トス。

設備

第十一条 本隊ニ備ヘ置ク可キ消防機械、左ノ如シ。

一 唧筒 砲台 一 高張 砲張

一 竹梯子 砲艇 一 隊旗 砲旒

一 鳶口 (空口) 艇

第十二条 消防機械ハ使用後ハ勿論、使用セザルトキ

ト雖、毎月一回以上必ス之ヲ掃除ス可シ。

第十三条 本隊ハ、各消防手ヘ一定ノ帽子・法被及股

引ヲ貸与スベシ。但シ、本隊ノ事務ニ従事

スル時ノ外、着服スルヲ許サス。

規則変更

第十四条 此規則ノ条項ハ、中町区長及協議員ノ協議

ヲ以テ更正・加除スル事ヲ得。

(6) 町章募集

『但馬新聞』

豊岡町徽意匠懸賞募集

本町は左の方法により町徽章の意匠を募集す。

一 意匠 町名又地勢、若くは歴史等に因みを有し

可成簡明なるを要す。

一 原稿 用紙は半紙半截に其意匠図案を認め住所

氏名は封筒に詳記するものとす。

一 送稿 豊岡町長宛とし『意匠図案』と封筒に認

むるものとし送稿を総て返戻せず。

一 期日 〆切は八月三十一日とし九月十日当選者

を発表す。

一 当選者へは謝金を贈る。

一等 金拾円 一人

二等 金参円 二人

三等 金壹円 五人

審査員を十名とし町長之れを嘱托す。

明治三十八年七月二十二日

豊岡町役場

明治三十八年九月二十八日

●懸賞豊岡町徽 曩きに豊岡町が募集したる町徽は応募総数三百三十五の多きに達したる由なるが、遠きは岐阜・京都地方よりも送り来れりといふ。而して、後、十数名の審査員に嘱托し最も慎重に審査を遂げ、本月十日之れを発表したるが、其当選者^(作)及氏名を掲ぐれば左の如し。

一等



本町 相阪^(坂)虎次

(二等二点・三等五点、略)

因に右一等当選者相阪^(坂)氏は賞金拾円を直に豊岡小学校基本財産の内へ寄付せりといふ。

明治三十八年九月十三日

●町徽審査員に質す

○○生

(上略) 余初め町役場の掲示場に其一等当選町徽を見るや私^(ひそ)かに以為^(おも)く、釘貫を以て古釘の頭上に擬したるものなるへしと。何となれば「丁」字上の角は奴胤の紋所にして釘貫と称するものなればなり。釘貫果して我町の歴史地理名称に如何なる関係を有するやを疑ひたりき。後、人に就て之を聞けば旧藩主京極家の紋所四ツ目の一角を取て「丁」字の上に置きたるものなり

と。而して「丁」字は「町」字を意味し、全標にて京極家の支配したる町なりとの意味なりと。(中略) 四ツ目の下に「町」字を意味する符号を付せしめたる町徽たるの資格を損せしものにして、単に四ツ目を以て町徽となし旧藩主を(德)忍ふと云ふものと其意雲泥の差ありと云ふへきなり。(下略)

○この町章は、その後、新たに成立した豊岡市の市章としても昭和二十五年八月十日制定・告示された。

(7) 久保田讓家宅地・住宅寄付書

伊地智淺江氏藏

1

拝啓、朝夕御起居如何。不相變御健勝、公共事業ノ為ニ御尽力相成候事ト存候。老生亦瓦全、御省念被下度

候。前年来御配意ヲ煩シ候御地邸宅町寄贈ノ件ハ貴下町長御在任中御内諾ヲ得タルモ、家屋現住者移転ノ都合上、旧々遅延致シ、已ニ七年ヲ経過シ、漸ク此程ニ至リ移転計画相定マリ、急ゲバ夏頃迄ニハ引払出来可申コトト相成申候。就テハ此際、邸宅全部土地家屋共寄付手續ヲ実行致度候間、前任事務引継ノ意味ニ於テ貴下ヨリ現町長ニ御話ノ上、改メテ町長ヨリ町議ヲ経タル内諾ヲ得テ、願出其他ノ実行ノ手續ニ着手致度ト存候。就テハ甚タ御手数ノ至ニ候ヘ共、可然御配意ノ上、何分ノ御一答ヲ煩シ度候。又、曾テ御内話致候老生所有ノ特種資金一万余円ヲ小学校奨学資金トシテ寄付ノ件モ同時ニ実行致度候間、是又御含ノ上、町長ニ御話被下度候。右二項共、実行上ノ手續其他詳細ノコトハ、在大阪・一瀬兼吉氏ニ万事ヲ委托可致答ニ付、必要ノ場合ニハ、直接同氏ニ御打合被下候ハハ大抵ノコトハ相弁シ可申候。同氏ハ多年老生一家ノ為ニハ親切ニ世

話致シ呉レ候人ニ有之候。住宅ハ神戸市外
住吉蔵田ニアリ。御地ニテハ

座右

相坂氏・前田校長等モ手伝致シ呉レ候事ト存候間、是

不文乱筆御推判ヲ乞フ。本件二項トモ実行方法確定マ

又御含置被下度候。奨学金ノ方法等ハ専ラ前田校長ノ

テ公表ハ見合度、御含ヲ乞フ。

意見ヲ求メ度候。邸宅地所・家屋ハ差向キ町ニテ適當

ノ確定御使途無之候ハハ家屋ハ校長ノ住宅トシ、地所

2

ハ小学生ノ園芸実習地トシテ使用相成候テハ如何哉ト

弊家旧邸宅ハ町ニ於テ校長公舎ニ使用セラレ、其所屬

存候。御参考被下度候。

地ハ勤勞園トシテ生徒実習用栽培地ニ充用セラルル実

右兩件トモ一小事ニ候ヘ共、老生一家ニ取リテハ相

況等、前田校長ヨリ時々報道ニ接シ、大ニ相喜居申候。

当重事ニ有之候間、萬事不都合ナク結了ヲ告ケ老懷ヲ

本件ハ最初、賢兄并ニ滝田君ノ贊同ヲ得テ成定シ好結

慰メ度候間、何卒貴地ニアリテハ総指揮ヲ貴下ニ相願

果ヲ得タルコトニシテ、家名永久ニ存在保存セラル、

度候。

様相成、老生モ大ニ相喜居候所、爰ニ感謝ノ意ヲ表シ

右願用迄寸楮ヲ呈候。

匆々

候。

昭和七年三月十八日

讓 追記

久保田老生(謙)

伊智地賢兄(三郎右衛門、町長)

○後文は「昭和八年八月初旬」とある伊智三郎右衛門宛書簡の追記分である。

○久保田譲については『豊岡市史・下巻』七八二頁、一瀬条吉については同書七八五頁参照。寄付物件は豊岡小学校校長住宅等（京町五）の敷地と家屋で、別に寄贈した一万五千円は豊岡小学校教育並に敬老基金にあてられ、成績優良者に久保田賞が与えられた。

(8) 豊岡町常会規程 並 町内会規約

斎藤夫佐栄氏蔵

(表紙)

昭和十五年十二月

豊岡町常会規程 並 町内会規約

町内会

豊岡町常会規定

第一条 本町ハ各種行政ノ綜合的運営ヲ図リ、地方共

同ノ任務ヲ遂行シ、以テ万民翼賛ノ実ヲ挙グル為、本規程ニ依リ常会ヲ開ク。

第二条 常会ハ少クトモ毎月一回之ヲ開催ス。

第三条 常会ハ左ニ掲グル事項ヲ協議ス。

一、各種行政ノ綜合的運営ニ必要ナル企画及実行上ノ連絡ニ関スル事項

二、町内各種団体相互間ノ連絡調整ニ関スル事項

三、町ト町内外トノ緊密ナル連絡ニ関スル事項

四、其ノ他必要ト認ムル事項

第四条 常会ハ会長一人、協議員(空白) 人ヲ以之ヲ組織ス。

会長ハ町長之二当ル。

協議員ハ町内会長ノ外、主要団体ノ代表者・関係官公吏・町会議員・学校職員及学識経験者等ノ内ヨリ町長之ヲ選任ス。

第五条 特別ノ事項ヲ協議スル為、必要アルトキハ臨

時協議員ヲ置クコトヲ得。

臨時協議員ハ必要ノ都度、適當ナル者ニ就キ町長之ヲ選任ス。

第六条 会長ハ常会ヲ招集シ其ノ座長トナル。

第七条 協議員ハ会務ノ調査及審議ニ当ル。

第八条 常会ノ協議ハ全員ノ同意ニ依リ決ス。

但シ、協議調ハザルトキハ座長之ヲ決ス。

第九条 常会ニ書記ヲ置キ、町吏員中ヨリ町長之ヲ命ズ。

書記ハ会長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス。

第十条 本規程ニ定ムルモノノ外、常会記録其ノ他、

必要ナル事項ハ会長之ヲ定ム。

付 則

本規程ハ昭和十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス。

町内会規約

第一章 総 則

第一条 本会ハ^(空 白) 町内会ト称ス。

第二条 本会ハ^(空 白) 区域内ノ全戸（病院・工場・倉

庫・營業所・事務所・共同住宅、其ノ他、之ニ類ス

ルモノハ之ヲ一戸ト看做ス）ヲ以テ組織ス。

第三条 本会ノ事務所ハ^(空 白) 番地ニ置ク。

第四条 本会ハ隣保團結ノ精神ニ基キ、万民翼賛ノ本

旨ニ則リ、地方共同ノ任務ヲ遂行スルヲ以テ目的トス。

第二章 事 業

第五条 本会ハ概ネ左ノ事業ヲ行フ。

一、敬神崇祖ニ関スル事項

二、自治行政ノ幫助ニ関スル事項

三、生活改善ニ関スル事項

四、經濟生活及經濟統制ニ関スル事項

五、産業ニ関スル事項

六、保健衛生ニ関スル事項

七、吉凶慶弔ニ関スル事項

八、警防ニ関スル事項

九、納税及貯蓄ニ関スル事項

十、銃後後援ニ関スル事項

十一、教育教化ニ関スル事項

十二、時局関係事務ニ関スル事項

十三、其ノ他必要ナル事項

第三章 役員及職員

第六条 本会ニ会長及副会長各一人ヲ置ク。

第七条 会長及副会長ハ町長ヨリ選任セラルルモノト

ス。

第八条 会長ハ会務ヲ統轄シ、本会ヲ代表ス。

副会長ハ会長事故アルトキハ、会長ノ職務ヲ代理ス。

第九条 会長及副会長ノ任期ハ二年トス。但シ、町長

ノ必要ニ依リ任期中ト雖モ改任セラルルコトアルヘ

シ。

第十条 本会ニ左ノ職員ヲ置キ会長之ヲ命ズ。

会計係 一人

幹事 三人

書記 一人

会計係ハ会長ノ命ヲ承ケ会計事務ヲ掌ル。

幹事ハ会長ノ命ヲ承ケ各般事務ノ企画及実行上ノ連

絡協議ニ当ル。

書記ハ会長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス。

第四章 部

第十一条 本会ハ区域内各種団体ノ職能的活動ノ統合

ヲ図リ、本会ノ綜合的機能ヲ充分發揮セシムル為、

左ノ部ヲ置キ各部ニ部長一人ヲ置ク。

総務部

勸業部

教化部

衛生部

軍事援護部

警防部

青年部

婦人部

第十二条 部長ハ区域内関係団体ノ長、若ハ之ニ準ズ

ル者、其ノ他適當ナル者ノ中ヨリ会長之ヲ委嘱ス。

第十三条 部長ハ会長ノ命ヲ承ケ部ヲ統轄シ、部ニ囑

スル諸般ノ事務ヲ掌理ス。

第五章 常会

第十四条 本会ハ少クトモ毎月一回、常会ヲ開催ス。

第十五条 常会ハ区域内全戸主・各種団体代表者、又

ハ之ニ準ズル者ノ集会ヲ以テ開催ス。

但シ、必要ニ応ジ区域内ノ隣保代表ヲ以テ全戸主ニ

代フルコトヲ得。

第十六条 常会ハ本会ノ事業其ノ他、必要ナル事項ヲ

協議ス。

第十七条 常会ハ会長之ヲ招集ス。

第十八条 常会ノ座長ハ会長之ニ当ル。

第十九条 常会ハ親睦ヲ旨トシ、其ノ協議ハ全員ノ同

意ニ依リ決ス。但シ、協議調ハザルトキハ座長之ヲ

決ス。

第六章 会計

第二十条 本会ノ経費ハ会費・寄付金、其ノ他ノ収入

ヲ以テ之ニ充ツ。

第二十一条 会費ノ額及其ノ徴収方法ハ常会ニ於テ之

ヲ定メ、左ニ掲グルモノヨリ之ヲ徴収ス。

一 戸主

二 工場・營業所・事務所、其ノ他、之ニ類スルモ

ノニ在リテハ其ノ代表者又ハ管理者、若ハ之ニ

準ズル者

第二十二条 既ニ納付シタル会費ハ理由ノ如何ニ拘ラ

ズ返付セズ。

第二十三条 本会ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ、

翌年三月三十一日ニ終ル。

第二十四条 会長ハ毎會計年度歳入出予算ヲ調製シ年
度開始前、常会ノ協議ニ付スベシ。

第二十五条 会長ハ毎會計年度終了後一ヶ月以内ニ収
支決算ヲ常会ニ報告スベシ。

此ノ場合ニ於テハ会務ノ状況ヲ併セテ報告スベシ。

第七章 隣 保

第二十六条 本会ハ実行組織トシテ隣保ヲ組織ス。

第二十七条 隣保ハ隣接セル概ネ十戸ヲ以テ一單位ト
ス。

第二十八条 隣保ニハ各名称ヲ付ス。

第二十九条 隣保ニ隣保組長及世話係各一人ヲ置ク。

隣保組長ハ隣保内全戸主ノ推薦ニ依リ会長之ヲ定ム。

世話係ハ各戸毎月輪番トス。

第三十条 隣保組長ハ隣保ヲ代表ス。

世話係ハ隣保組長ヲ(たす)輔ケ諸般ノ世話ヲナス。

第三十一条 隣保組長ノ任期ハ二年トス。

第三十二条 隣保ハ随時常会ヲ開催スベシ。

(以下、第三十七条まで略)

付 則

本規約ハ昭和十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス。
本会ノ歳入出予算及諸帳簿ハ別記様式ニ依ルベシ。

(下略)

付. 統計

人口・世帯数

年次 町村	1892 (明治25)				1907 (明治40)			
	現住戸数	現住人口	男	女	現住戸数	現住人口	男	女
豊岡町	1,394	6,028	3,003	3,025	1,675	7,299	3,598	3,701
八条村	335	1,694	845	849	332	1,785	896	916
新田村	461	2,253	1,149	1,104	446	2,217	1,051	1,166
三江村	397	2,017	1,023	994	411	2,263	1,161	1,102
田鶴野村	458	2,401	1,195	1,206	448	2,530	1,265	1,265
五荘村	607	2,955	1,488	1,467	573	2,829	1,426	1,403
奈佐村	471	2,384	1,245	1,139	439	2,390	1,227	1,163
港村	686	3,761	1,912	1,849	668	3,943	2,004	1,939
中筋村	—	—	—	—	548	2,807	1,435	1,372
(明治24) 上佐野村	64	316	160	156	—	—	—	—
明治25年「城崎郡美含郡統計概表」による。					『兵庫県統計書』による。			

以下、5年ごとの国勢調査結果の内、10年ごとの統計をとり上げた。
各年10月1日現在。人口は現住人口。()内のみ常住人口。

年次	町村	世帯	人口		
			総数	男	女
1920 (大正9)	豊岡町	2,536	11,498	—	—
	八条村	387	1,433	—	—
	新田村	485	2,402	—	—
	三江村	466	2,352	—	—
	田鶴野村	655	3,037	—	—
	五荘村	438	2,135	—	—
	奈佐村	329	1,535	—	—
	港村	352	1,936	—	—
	中筋村	769	3,496	—	—
1930 (昭和5)	豊岡町	2,558	11,918	6,059	5,859
	八条村	381	1,944	1,022	922
	新田村	502	2,515	1,304	1,211
	三江村	419	2,107	1,072	1,035
	田鶴野村	451	2,293	1,176	1,117
	五荘村	740	3,590	1,884	1,706
	奈佐村	424	2,024	1,003	1,021
	港村	855	4,118	2,101	2,017
	中筋村	526	2,696	1,405	1,291

年次	町村	世帯	人口		
			総数	男	女
1940 (昭和15)	豊岡町	3,131	15,032	7,458	7,574
	新田村	401	2,074	1,038	1,036
	三江村	395	2,064	1,064	1,000
	田鶴野村	412	2,171	1,114	1,057
	五荘村	778	3,705	1,885	1,820
	奈佐村	393	2,002	1,002	1,000
	港村	792	3,921	1,940	1,981
	中筋村	487	2,565	1,323	1,242
1950 (昭和25)	豊岡市	6,450	31,734	(15,373)	(16,303)
	奈佐村	407	2,260	—	—
	港村	914	4,845	—	—
1960 (昭和35)	豊岡市	8,967	42,569	20,439	22,130
1970 (昭和45)		10,774	44,094	20,972	23,122
1980 (昭和55)		12,940	47,458	22,772	24,686
1990 (平成2)		13,884	47,244	(22,554)	(24,693)